

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援 ガイドラインについてのパブリックコメント

○全体の枠組みに対して

「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえて本ガイドラインを作成したとありますが、同報告書では、「基本的な考え方」として「日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう」とあり、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者に対象を限定していないと思われま

す。本ガイドラインには事業者以外の第三者も参画する旨の記述もありますが、基本的に事業者の視点から記述されており、教育・司法をはじめ、結婚や相続の場面における意思決定支援等などについては言及がなく、あくまでも限定的な意思決定支援のガイドラインとなっています。

そこで、本ガイドラインの名称を「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業者等による意思決定ガイドライン」とし、家族、成年後見人、雇用者、教員、司法関係者などに対するガイドラインを別に作成いただくよう希望します。その際、当会の、平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究 第Ⅱ部「意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定に関する研究」を参考にいただければと思います。

http://jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/2015/files/kenriyogo_02.pdf

○本ガイドラインの内容について

本ガイドラインに基づくアセスメント及び計画作成は、「サービス等利用計画」と一体的に実施されるべきであると考えます。

本ガイドラインで提示された「個別支援計画（意思決定支援計画）」は、通常の個別支援計画と同様のプロセス・内容であり、新たに付加された意思決定支援プロセスが見えづらいように感じます。また、「サービス等利用計画（意思決定支援計画）」も、本人の意思決定を支援するプロセスが分かりにくく感じます。

いずれの例も、第三者による客観的評価という視点が強く、「意思決定支援」のもっとも重要な要素である、本人がどのように参加したか（どのように本人の意思を確認し、誰がどのように話し合いをしたのか等）の可視化が必要と考えます。

サービス管理責任者が意思決定支援責任者となる可能性が記されていますが、利益相反となる可能性が高いと思われま

胃瘻の造設など、その後の介護負担が軽減されるような場合、事業者側の職員は意思決定支援の場面から外し、事業者外の第三者が本人の意をヒストリーから汲んで代弁することが必要です。なお、このような場合、医的侵襲行為に同意権のない後見人との関わりなども整理しておく必要があると思います。

このように事業者側と利益相反になる可能性のある場合としては、入所施設からの地域移行の例など数多くあり、サービス管理責任者に意思決定支援を求めると立場上追い込まれてしまう危険があります。

サービス管理責任者は、意思決定の前提としての、体験に基づく理解などを身につける機会を作る支援を行うことが本来の役割であると思います。

本ガイドラインに基づく支援の重要な役割を担うべき、相談支援専門員やサービス管理責任者等の資質向上と、都道府県・市町村の意識改革など、今後の積極的な取り組みをお願いします。